

令和元年6月12日現在

機関番号：12613

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2018

課題番号：17K13722

研究課題名(和文) 先端的フィールド実験手法を用いた途上国企業に関するミクロ実証分析

研究課題名(英文) Microempirical analysis based on leading field experiment methods toward developing countries firms

研究代表者

田中 万理 (Tanaka, Mari)

一橋大学・大学院経済学研究科・講師

研究者番号：70792688

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、労使関係・取引関係に関するフォーマリゼーション(法律・国際基準に即した企業プラクティスの導入)への投資が、途上国企業の成長にとって重要である可能性を実証的に明らかにした。第一に、ミャンマーの労働争議に関する行政データを整備し、法律に即して労働者の代表者がいる企業では労働争議が起きる可能性が低いことを示した。第二に、国際貿易の加速がミャンマー企業の労働環境に与える影響について考察した研究について、追加の分析を加えて改訂し国際的査読付き学術雑誌に投稿し掲載が決定した。第三に、日本の明治初期の中等教育・実業教育の整備がフォーマル企業やビジネスエリートの形成を促したことを実証的に示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

発展途上国における企業発展の阻害要因として企業の規模を拡大する際のフォーマリゼーションに費用がかかることが考えられるが、これに関する実証研究は少ない。本研究は、現在の途上国ミャンマーの企業と労働者に関する詳細なデータの収集により、労使関係・取引関係に関するフォーマリゼーションに必要な知識やそれへの投資の不足が、途上国企業の成長を妨げている可能性を明らかにした。また、日本の明治初期では、中等教育・実業教育の整備が大企業のビジネスエリートの形成を促したことを定量的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I examine the possibility that the investment for formalization (i.e. introducing practices compliant with law and international standards) is important for firm growth in developing countries. First, in Myanmar, where recently increasing number of strikes are reported, I show that firms that have workers' leaders according to the law are less likely to experience a severe labor dispute. Second, also in Myanmar, I show that increasing opportunity to export to foreign countries induce firms to become more compliant with international labor standards. This study was revised and submitted to an international peer-reviewed journal and accepted. Third, I study and find a positive impact of a rapid increase in commerce and technical schools in Meiji period in Japan on the number of business elites working in formal sector.

研究分野：開発経済学・労働経済学

キーワード：開発途上国の労使関係 開発途上国の労働環境 実業教育の効果

1. 研究開始当初の背景

途上国における企業発展の阻害要因として企業規模拡大の際のフォーマリゼーション(法律・国際基準等に則した企業プラクティスを導入すること)に費用がかかることが考えられるが、これに関する実証研究は少なかった。

2. 研究の目的

本研究では、途上国の労使関係・取引関係に関するフォーマリゼーションに必要な知識やそれへの投資の不足が、途上国企業の成長を妨げているかどうかを明らかにすることを目的とした。このため本研究では、現在発展途上国であるミャンマーと、過去に発展途上国であった日本において、それぞれ個別の関連するテーマについて、企業や労働者に関するマイクロデータの収集を行う。

3. 研究の方法

本研究は具体的には三つの研究に分けられる。

第一と第二の研究は、近年急速な国際化と工業化が進みストライキの急増しているミャンマーの縫製企業とその労使関係を分析対象とする。ミャンマーでは、その労使調停に関する法律 (Settlement of Dispute Resolution Law, 2012)により、一定規模以上の企業において、労使争議の調停のために企業内に労働者の代表者と企業の代表者を置くことが義務付けられている。第一の研究では、労働者の代表者がいる企業はそうでない企業に比べて、第三者の仲裁を必要とするような深刻な労働争議の件数が少ないかどうかを検証した。そのため、ミャンマーの労働省により保管されている2016年におけるヤンゴン域内の全ての労働争議 (Township Conciliation Body で調停が行われた労働争議) に関する企業レベルの行政データを、現地協力機関である Center for Economic and Social Development と共に分析に使用できるように整備した。そして、このデータを研究代表者が以前ミャンマーで企業調査により収集した縫製企業データと企業レベルでマッチングし、どのような企業でより労働争議が起きているかを検証した。具体的には、企業調査から得られた「工場に労働者の代表者がいるかどうか」に関する変数と、労働争議の件数との相関関係を分析した。企業規模や外国資本率なども、労働者の代表者の存在と労働争議の件数の両方に影響を与えている可能性が高いため、基本的にはこれらの変数を制御した分析を行った。また、労働者の代表者がいる場合、その代表者が平社員 (operator) なのか中堅社員 (supervisor) なのかで結果が違ってくるかどうかについても分析した。さらに、労働者の代表者がどのように選ばれているか、つまり経営側が選んでいるのか、労働者が選んでいるのか、によりどのように結果が違ってくるかについても分析した。

第二の研究は、ミャンマーにおいて近年の国際貿易の機会の拡大が現地の縫製企業の労働環境に与える影響を分析した。ミャンマーでは2011年ごろより、政治・経済改革とそれに伴う欧米による対ミャンマー貿易制裁の緩和があったことで、縫製企業の輸出が増加した。分析には、研究代表者が2013年から2015年の間に毎年ミャンマーで企業調査を行い収集した縫製業と食品加工業の企業データを用いた。労働環境については、国際労働基準に対するコンプライアンスの度合いを測るため火災対策・怪我対策・労使交渉・賃金・労働時間などに関する企業の回答をアウトカムとして分析した。単純に輸出企業と非輸出企業についてこれらの変数を比較すると内生性によるバイアスが生じる可能性が高いため、工場から空港までの距離を輸出の操作変数として用いて、輸出することの労働環境・労働法遵守に与える効果を推定した。まず、空港までの距離が短いほど、輸出確率が高く、また新しい国へ輸出を始める確率も高いことがデータから示された。この理由としては一つには、海外のバイヤーが現地の工場を視察する機会が多くなり、受注を取りやすいという点が考えられる。これに対して、製品の性質上、輸出する企業がほとんどない食品加工業では、空港までの距離と企業規模や労働環境などが相関していないことも示された。この結果は、空港までの距離が輸出以外の経路で労働環境に影響することはない (Exclusion restriction) という仮定と整合的である。また、分析ではこれとは代替的に別の操作変数として、2005年に縫製企業が作っていた製品の種類として、布帛製品かニット製品かという違いを用いた。これは、2005年から2013年にかけてチャイナプラスワン (対中一極集中投資の見直しによる投資先選択) などの影響によりミャンマーの布帛製品への日本の需要が増加したのに比べ、原産地規制という関税制度の理由によりニット製品の需要はほとんど伸びなかったことにより、2005年に布帛製品を作っていた企業はその後に日本へ輸出する確率が急増したことを用いている。

第三の研究では、日本の発展期である明治期の中等教育・実業教育の整備に着目し、それらの中等レベルの学校教育の普及がフォーマルな株式会社企業で働くビジネスエリートの形成に与えた影響について分析した。まず初期段階として、都道府県・年別の中学校・実業学校の学校数と教員数に関するデータを分析に用いるために整備した。またフォーマルな株式会社企業で働くビジネスエリートの数を、彼らの出身県・コーホート別に計測するため、全日本紳士録（昭和28年）の一部をデータ化した。分析手法としては、中学校・実業学校の数が増加していた県別の該当コーホートで、全日本紳士録の掲載者数などをアウトカムが増加しているかを定量的に分析した。特に、1890年代の中等教育・実業教育の学校建設に関する政策変更（規制緩和・補助金の増加など）に注目し、それらの学校の増加が起こった県で対応するコーホートのアウトカムの変化を分析した。

4．研究成果

ミャンマーの労働争議に関する第一の研究では、ミャンマーの労使調停に関する法律に反し労働者の代表者がいない企業では、より高い確率で第三者による調停を必要とするような労働争議が起こることがわかった。これは、企業規模や外国資本率などを制御した上での結果であるが、企業規模と外国資本率は両方とも労働争議と正の相関を持つことがわかった。また、労働者の代表者がいる場合、その代表者が平社員（operator）である場合と中堅社員（supervisor）である場合で結果がどうかについても分析したところ、平社員である場合の方が労働争議との負の相関関係が強いことがわかった。さらに、労働者の代表者がどのように選ばれているかによって結果がどうかについても分析したところ、労働者が選んだ代表者がいる場合の方が、経営側が選んだ代表者がいる場合よりも、労働争議との負の相関関係が強いことがわかった。これらの結果は IGC Working Paper にまとめた。今後、追加の分析を行ったのちに学術論文にまとめ、国際的査読雑誌に投稿する予定である。

ミャンマー企業の労働環境に関する第二の研究では、国際貿易はミャンマー企業の労働環境・国際労働基準へのコンプライアンスの度合いを改善させたことが明らかになった。二種類の操作変数を別々に用いたが、質的には同じ結果が得られた。また、アウトカムの年次の変化を空港に近い企業と遠い企業について傾向スコア法により比較した分析をしても、質的には同様の結果が得られた。特に、火災対策・怪我対策・労使交渉に関連した分野で輸出することによる正の統計的に有意な影響が見られた。賃金への効果も正の影響が見られたが統計的な有意性は乏しく、また長時間労働への影響は見られなかった。これらの影響が見られることの一つの説明としては、外国（特に欧米）の買い手が途上国の企業と新しく取引する際に、社会的責任または自社のブランド力を保持するために、サプライヤー（この場合はミャンマー縫製企業）に対して国際労働基準へのコンプライアンスを要求することがあるという点が挙げられる。実際に研究代表者の調査では、ミャンマー縫製企業に第三者機関による労働・環境関連の国際基準遵守について監査を受けたことがあるかという経験についても聞いたところ、輸出がこのような経験がある確率を有意に高めることがわかった。これらの結果は学術論文にまとめ、国際的査読付き雑誌 *Review of Economics and Statistics* に投稿し、掲載が決定した。

明治期の日本の教育に関する第三の研究では、当時の中等教育・実業教育の整備がビジネスエリートの輩出に繋がったことがわかった。この結果は国際的な学会で発表した。今後、学術論文にまとめ、追加的な頑健性に関する分析を加えたのち、国際的査読雑誌に投稿する予定である。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

Mari Tanaka. “Exporting Sweatshops? Evidence from Myanmar” *Review of Economics and Statistics*. 印刷中. 査読あり. https://doi.org/10.1162/rest_a_00827
Min Zar Ni Lin, Mari Tanaka, Virginia Minni, Hanh Nguyen, and Rocco Macchiavello. “Industrial Relations and Workplace Communication in Myanmar Garment Sector” IGC Working Paper, F-53407-MYA-1. 2019. 査読なし.

〔学会発表〕(計4件)

2017年. Mari Tanaka. Empirical Management Conference (Washington DC, USA) “Do Middle and Vocational Schools Foster Meritocracy? Historical Evidence from Japan”
2017年. Mari Tanaka. NBER Summer Institute, Productivity, Development, and Entrepreneurship (Boston, USA) “Exporting Sweatshops? Evidence from Myanmar”

2017年. Mari Tanaka. Conference of the Society for Institutional & Organizational Economics (New York, USA) “Do Middle and Vocational Schools Foster Meritocracy? Historical Evidence from Japan”

2017年. Mari Tanaka. Econometric Society North American Summer Meeting (St Louis, USA) “Exporting Sweatshops? Evidence from Myanmar”

〔その他〕

ホームページ等

Mari Tanaka's Web Page. <https://sites.google.com/site/maritnk/>

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。